



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和4年度 第3号

(2022年11月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

土佐の匠 令和4年度「土佐の匠」認定について

県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しており、令和4年度は次の4名の方を認定しました。



梅原 朗さん
(須崎市)
【菓子製造】

西川 良さん
(南国市)
【石灰製造】

松本 昇吾さん
(高知市)
【日本料理】

横山 信介さん
(土佐市)
【造園】



(左から梅原さん、西川さん、松本さん、横山さん)



横山さん作品

ジョブカフェこうちでは、仕事体験（職場体験講習・ジョブチャレンジ）事業を通じて求職者（15～51歳）の円滑な就職を支援しており、この事業にご協力いただける企業を募集しています。仕事体験でお互いへの理解を深め、ミスマッチのない採用（就職）に繋げましょう。また、企業の人材育成や職場定着を支援するセミナーも実施しています。

お気軽に
お問い合わせ
ください

●職場体験講習

- ・正規雇用に向けて、ハローワークに求人票を提出している業務を体験
- ・最長5日間／求職者への手当はジョブカフェが負担／受入企業には指導料を支給
- ・互いに理解を深めたうえで、ミスマッチのない採用（就職）を支援します！

●ジョブチャレンジ

- ・求職者が自分に合った仕事を見つけるための仕事体験
- ・最長3日間／求職者への手当はジョブカフェが負担／受入企業には指導料を支給
- ・ご協力いただける場合は、「就職氷河期世代チャレンジ応援団」にご登録 →ジョブチャレンジ以外に人材育成等の研修のための講師派遣や求職者との座談会イベント等もご案内



【お問い合わせ】 高知県就職支援相談センター **ジョブカフェこうち**

高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル

開所日時：月～金、第2・第4土（祝および12/29～1/3除く）

10:00～18:00（金のみ10:00～20:00）

TEL：088-802-1533／E-mail：info@jobcafe-kochi.jp／HP：https://www.jobcafe-kochi.jp/



カスタマーハラスメント対策の推進について

厚生労働省においては、関係省庁と連携の上、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）の防止対策の一環として、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルや、マニュアルの概要版であるリーフレット、周知・啓発ポスターを作成しています。

マニュアルやリーフレットには、カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載しています。企業のご担当者様をはじめ、幅広くご活用ください。



STOP! カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメントとは？
 カスタマーハラスメントとは、例えば、
 ・過大な要求や不当な言いがかりなど、主として顧客に困難があるもの
 ・主たる目的は正当性があるが、暴力や暴言など、主要方法に問題があるものが考えられます。
 暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれます。

意見を伝える際のポイント
 意見が相手と相手に伝わるように、従業員に意見を伝える際には、以下の点を確認してみてください。
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

【お問い合わせ先】

高知労働局雇用環境・均等室
 TEL088-885-6041
 高知県労働委員会事務局
 TEL088-821-4645



最低賃金改正に関するお知らせ

●県内全ての労働者に適用される「高知県最低賃金」は、令和4年10月9日から

1時間 **853円** に改正されています。

☆お問い合わせ先 高知労働局 賃金室 電話：088-885-6024

～中小企業・小規模事業者に対する役務や工事などの発注をされる皆さまへのお願い～

受注者である中小企業・小規模事業者の皆さまが、労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務が履行できるようご配慮いただきますようお願いいたします。

●中小企業・小規模事業者の方などが事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資を行う場合、その費用の一部を助成する国の制度「業務改善助成金」があります。

☆お問い合わせ先

高知労働局 雇用環境・均等室 電話：088-885-6041
 または 業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440



★ 治療と仕事の両立に悩む 従業員の方がいるときは ★

がんなどの病気になって、これまでどおりの仕事を続けるのが困難な従業員がいる場合、会社としてどのように対応すれば良いでしょうか。

治療と仕事の両立支援の進め方などについて、電話や面談で相談できる窓口があります。

これらを活用して、大切な人材が長く働き続けることのできる職場づくりを目指しましょう。

○「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

- ・就労上の配慮のしかたや期間を考えるための手順
- ・主治医の意見を求める際の様式例 など



○治療と仕事の両立支援に関する相談窓口 高知産業保健総合支援センター

TEL：088-826-6155
 (月～金(祝除く) 8:30～17:15)



法定割増賃金率の引上げについて

労務改善 Q&A

Q

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げが、令和5年4月1日から中小企業にも適用されるようになるかと聞きましたが、事業主としてどのような対応が求められますか。

A

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ(労働基準法第37条第1項ただし書)については、中小事業主への適用が猶予されてきましたが、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」における労働基準法の改正によって、中小事業主にも令和5年4月1日から適用されることとなりました。

これにより、法定労働時間(原則1日8時間、1週40時間)を延長して労働させた時間が月60時間を超えた場合には、60時間を超えた時間分の割増賃金率が50%以上に引き上げられます(60時間分は通常どおりの25%以上)。

また、月60時間を超える時間外労働の代替休暇(労働基準法第37条第3項)についても中小事業主に適用され、事業場で労使協定を締結すれば、割増賃金の引上げ分の支払に代えて、有給休暇の付与が可能となります。

なお、この月60時間の時間外労働の算定には、法定休日(原則、週1日又は4週を通じて4日の休日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働は含まれます。

事業主には、次のような対応が令和5年3月31日までに求められます。

- ・就業規則の変更: 割増賃金率の引上げについて、就業規則の変更が必要となる場合があります。
- ・労使協定の締結: 割増賃金の引上げ分の支払に代えて有給休暇を付与する場合、労使協定を締結する必要があります。

○周知パンフレット
 【中小企業の事業主の皆さまへ】
 (厚生労働省ホームページ)



高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください!

TEL 088-821-4645